

雲南市事務事業外部委託の推進に関する指針



雲南市

雲南市行財政改革推進本部

平成19年1月

1：外部委託推進の必要性

雲南市の行財政運営は、危機的財政状況の中で地方分権や少子高齢化、人口減少などの行政課題が山積するとともに、市民の公共サービスへの需要はますます複雑多様化しています。

本市の平成17年度末の地方債現在高が約556億円、経常収支比率が96.6%、実質公債費比率が22.6%となり、財政構造はさらに硬直化しつつあります。加えて、構造的な収支不足も年間10億円程度発生しており、将来にわたり雲南市の財政は非常に脆弱な体質となっています。

また、平成18年度策定した「定員管理計画」の中で平成27年までに150名の職員削減を計画しており、住民サービスを低下させないための手法を構築する必要があります。

このような状況を踏まえると、従来のような行政のみによる公共サービスの提供は限界にあると言えます。将来に向けて持続可能な市政運営を実現し、市民に質の高いサービスを提供していくためには、行政サービスの在り方を見直し、市民や民間事業者、行政が役割分担し、力を合せて「公共」を担うことが求められ、住民サービスを低下させないための手法として外部委託を推進する必要があります。

「公的関与のあり方に関する点検指針」の中でも、事業の民間への移譲、委託の検討を掲げ、本年3月に策定した「雲南市行財政改革大綱」の推進項目の中にも外部委託の推進を掲げています。

抜粋：雲南市行財政改革大綱 推進項目：2－5 外部委託を進めます

民間の事業機会の拡大と民間能力の柔軟な活用のため、外部委託に関する市の基本的な方針を作成します。外部委託により市民サービスの向上と行政の効率化が期待できる事務事業については、行政責任の確保や個人情報保護の観点に留意し、積極的かつ計画的に委託化を進めます。

また、市民に密着したサービスで、コミュニティづくりにつながるものについては、市民団体やボランティア団体など、可能な限り市民の力を活用するサービス提供の手法を進めます。

実質公債費比率：地方債償還額の負担の程度を示す起債制限比率に公営企業会計、一部事務組合等の公債費類似経費を加え、連結決算の考え方を導入した指標。
この比率が18%を超えると起債許可団体に移行、25%を超えると起債発行に制限が加わる起債制限団体となる。

2：外部委託推進の基本的な考え方

(1) 外部委託の推進

行政責任に配慮しつつ、「本推進指針」に従い、市民サービスの向上、効率的な事業執行を目指して、外部委託が有効なものについては積極的に推進するものとします。

(2) 外部委託の目的

ア 行政資源の重点配分

外部活力の活用により、限られた行政資源を本市の重要課題に重点的に配分し、市民ニーズへの迅速、的確な対応を図ります。

イ 市民満足度の向上

経費の縮減、事務処理の効率化だけでなく、外部活力の有する専門性や機動性、ノウハウを生かし、より質の高いサービスの提供によって市民満足度の向上を実現します。

ウ 協働によるまちづくりの推進

子育て、介護、教育などマンパワーを必要とする様々な分野において、NPO、地域自主組織、まちづくりグループ、ボランティア等を公共サービスの有力な担い手と位置づけ参加を促し、自治意識の高揚を図りながら、市民協働によるまちづくりを推進します。

なお、外部委託の検討に当たっては、組織、定員管理、職員採用に係る方針や計画、臨時・非常勤職員の任用計画等との整合性を確保するものとします。

(3) 行政の守備範囲の見直し

外部委託の検討に当たっては、「民間にゆだねることができるものは民間にゆだねる」を基本原則とします。

行政が担うべき役割は何であるかを捉えた上で、民間が実施主体として役割を負うべきもの、負うことが十分可能なものについては、行政は実施主体から撤退するものとします。

3：外部委託を推進すべき業務の選定

全ての業務を検討の対象とし、行政が自ら行うよりも民間活動の活用がより有効な事務事業について、行政責任の確保を前提に外部委託を推進します。

行政が受け持つ業務と民間に委ねることができる業務については、次のように整理します。

《行政が受け持つ業務》

1. 政策形成・決定、公権力行使（許認可、処分）に関すること
2. 秘密の保持、公平性の維持、安定性の確保、公的な支援や関与が必要不可欠なもの
3. 民間の育成・誘導、活性化などに関すること

《民間に委ねることができる業務》

1. 選択的、付加価値的サービスであり、受益者負担により採算性や収益性の確保が見込めるもの
2. 市場の競争性に委ねることで、サービスの質の向上と経費の削減が図られるもの
3. 行政が役割を廃止・縮小することで、市民の自主活動の活性化等が期待できるもの

民間に委ねることができる業務としたものについて、外部委託の導入について幅広い検討を行います。具体的には以下の業務類型に該当する事務事業が想定されます。

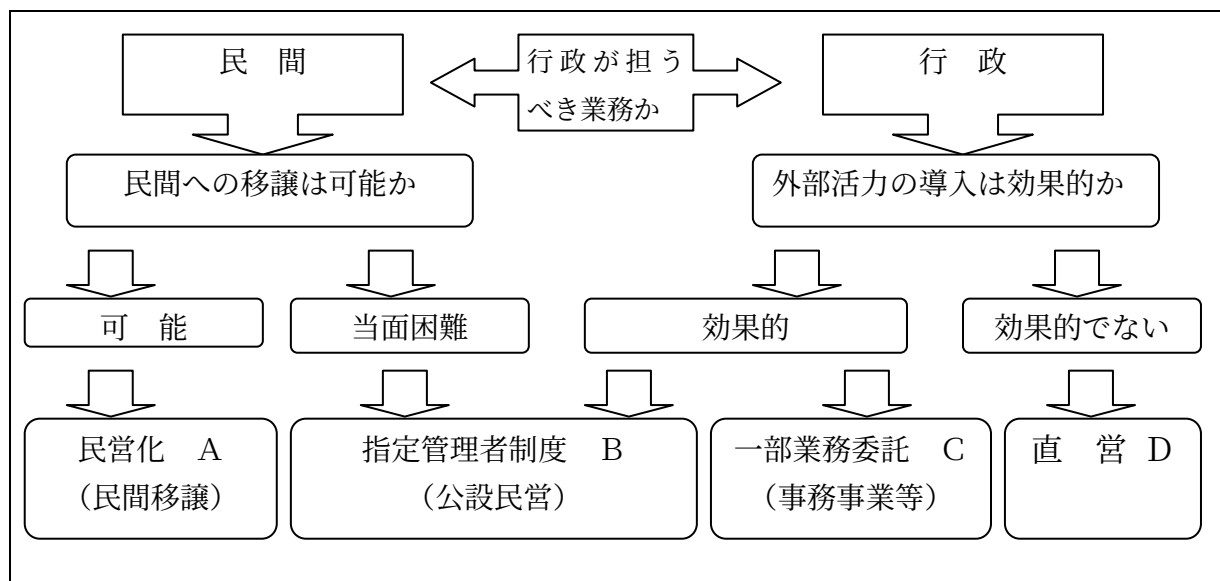
対象となる事務事業の例

区 分	内 容	例 示
定型的業務	マニュアル化等により誰が行っても同じ結果が得られるなど、業務が定型的なもの、あるいは大量に発生する業務	集計・電算入力業務、台帳整備等データ管理業務、調査・統計業務、窓口サービス業務、印刷製本業務 等
専門的業務	高度な技術、専門的な知識を必要とし、民間等の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できる業務	設計・測量業務、情報化関連業務、審査・検査・試験研究等業務、用地買収等業務、技術指導・相談・訓練業務、調査研究等業務 等
企画運営業務	各種イベント、研修会、啓発冊子の製作など、民間の企画・構想力・ノウハウを活用して効果的な運営が期待できる業務	イベント等の運営実務、研修会・講習会の企画・運営 等
生活密着型関連業務	市民生活に密接な関連をもつもので、委託により福祉や教育、生活環境における施策効果の向上が期待できる業務	保育所、介護予防事業、リサイクル、福祉施設管理運営、図書館、地域づくり 等
施設の管理運営業務	公共施設の管理運営など、民間等の自主性の発揮により弾力的・効果的な運営が期待できる業務	公の施設管理運営業務、庁舎・施設等管理業務 等
定型的現場業務	管理的な事務ではなく、定型的な現場業務	守衛業務、公用車の運用、公園等維持管理業務、学校給食調理業務 等

※例示にある事務事業は想定されるものが表示しており、外部委託が決定したものではありません。

4：外部委託手法の適切な選択（判断基準）

外部委託の推進に当たっては、行政の守備範囲の考え方に基づき、次のような判断基準で手法を選択するものとします。



（１）民間に業務を委ねる分野からの撤退、民間への移譲（図のAに該当するもの）

外部委託推進の基本的考え方に基づき、適切な受け皿の有無や市場の形成、成熟度を見極め、サービスの安定供給や妥当なコスト水準の確保にも留意しながら、特に、次に示すものについては、事務事業の委託ではなく、民間への移譲（民営化）を検討し、実施するものとします。

また、施設の移譲の場合は、「公の施設改革推進方針」により実施するものとします。

民間への移譲（民営化）を検討・実施するもの

- ① 法令等の改正や住民ニーズ等の変化により、行政自らが実施主体となる必要性がなくなっているもの、又は薄れてしまっているもの。
- ② 民間市場が形成されており、又は成熟しており、行政がサービス提供主体から撤退しても十分なサービスの量や質が維持、確保されるもの。

なお、民営化の対象業務や施設の抽出に当たっては、目的、効果、手法の妥当性など幅広い視点から住民参加を含め個別具体的に検討するものとします。

また、将来的に民間に業務を委ねるべき分野であると判断されるものの、諸条件により、当面指定管理者制度（B）若しくは一部業務委託（C）としたものについては、当該指定又は契約期間内に、民間への移譲を可能とするための検討を実施するものとします。

（２）行政が担うべき業務に係る外部委託の推進（図のＢ，Ｃに該当するもの）

外部委託推進の基本的考え方に基づき、行政の役割に係る分野の業務であっても、職員が自ら行うよりも外部活力の活用がより有効な業務については、行政責任の確保を前提として、外部委託手法を検討し、推進するものとします。

また、今後導入される、行政評価を検討の場ととらえ、事務事業を点検し、外部委託の積極的な推進を行うとともに、実施にあたっては、具体的な課題整理と準備作業、時期等を明確にした実施計画を策定するとともに、特に市民生活に密接に係わる分野については説明責任に努めることとします。

Ｂ：指定管理者制度等を活用した公設民営手法

地方自治法に定める公の施設の指定管理者制度等の活用により、利用料金制を含めてほぼ全面的に施設等の運営管理を協定等により委ねるものです。

Ｃ：事務事業等の一部業務委託手法

従来の委託の概念として、業務の一部を他者に委ねるもので、業務遂行に係る管理責任等は、すべて行政が保持します。

各事務事業について検討する場合は、「別表：外部委託等の導入チェックシート」を活用することとします。

５：外部委託推進の留意点

（１）関係法令の遵守

法令等による基準、制約などの規定に適合していること。

（２）個人情報等の保護

守秘義務、個人情報の保護などは、基本的には委託契約の秘密の保持条項や個人情報の保護条項、「個人情報保護条例」で確保することになります。より機密性の高い個人情報等を取り扱わせる場合などは、業務に従事する者に情報取扱いに関する誓約書を提出させるなど追加的な対応を取っていきます。

（３）安全性の確保

効率性の追求などにより、安全性、信頼性に対する配慮が薄くならないよう、常に委託先に対して注意を喚起するよう対応を取っていきます。

（４）責任の明確化とサービスの維持・向上

委託先に明確な責任を担ってもらうためには、業務を発注する際には、受注者に履行を要求するサービスの内容（業務の範囲、水準、工期）と要求を満たせないときのリスク分担をあらかじめ取り決めたうえで、提供されるサービスを評価し、チェック

していく仕組みが必要です。

品質が低下したときのフォローや責任は、受注者との契約の中で明確にすることにし、日常的には、その契約に基づく品質管理をしていく中で、必要に応じて、是正の措置を求めていくことにしています。

受注者の責任により要求するサービス水準を満たさないことが判明したときは、代替処理や改善の措置を求めます。それでも要求するサービス水準を満たさない場合は、業務を続けることが難しいと判断し、契約の解除や違約金の支払いを求めるといった対応を取っていきます。

（５）外部委託の取り組みの評価

外部委託は、市役所の仕事のやり方を変えるだけでなく、その結果、地域の活性化や、雇用の場の拡大といった相乗効果をもたらします。

こうした効果を高めることも外部委託の目的ですので、業務の完了後には「何が実現されたか」をきちんと評価し、よりよい外部委託につなげていくことが大切です。

（６）コスト分析

外部委託予算を計上する際には、委託に要する経費と現行の業務に要する経費（人件費相当分を含む。）を比較検討し、経費削減効果が見込めることを確認した上で外部委託します。

また経費の比較検討には、共同処理による場合も含め、より多様な状態を想定し検討します。

（７）複数年契約の導入

受託事業者が、業務内容の習熟に時間を要し、毎年受注者が変わると事業の充実や安定的な運営に支障が見込まれる場合や、事業を行うにあたり新たな雇用や機械設備など初期投資が必要であり、複数年でないと収支が賄われないと見込まれるものなどについては、債務負担行為による複数年契約を導入していきます。

６：外部委託業務の管理と効果の検証

外部委託手法においては、サービス実施の責任は第一義的に市が負うものであるため、リスク分担や受託先のノウハウの内部還元・留保、効果の検証・評価などにも十分留意して、委託業務及び委託先業者を主体的に管理するものとします。

外部委託後の公共施設等の維持管理運営並びに個別の事務事業のあり方については、目的にかなった管理運営がなされているか、サービスの質やコストの妥当性など、その効果について関連各課で報告書類の提示を求めるなど、検証を行うなど定期的に業務点検し、改善に努めるものとします。